

厚生労働省のキャンペーンです。

「11月過重労働解消キャンペーン」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000060042.html>

土日も相談窓口を開設しています。

罰則など無いですが、過労死などで裁判等になると、

企業としての信頼度や数千万単位の賠償金になることもあります。

その前に、従業員の定着率を高めたり、

大切にしているなどのメリットも大きいです。

2014.11.4 労務研究会 研究員 坂本勝章氏より